ロ　生産性向上に向けた複合工（多能工）の育成・活用
・　一人あたり生産性の向上に向け、限られた人材の効率的活用を促進する観点から、複合工（多能工）の育成・活用に取り組む。
ハ　従業員の処遇改善
・　社会保険加入、月給制の導入、週休２日の確保、福利厚生の充実等、従業員が働きやすい職場環境の整備に取り組む。
二　財務管理に関する事項
イ　原価管理の高度化
・　原価管理の高度化を通じ、自社の損益分岐点の把握、実効性のある年度事業計画の策定等に取り組む。
・　中長期事業計画の策定を通じた赤字耐久力の把握、市場分析を通じて想定した将来のリスクケースに対する備えの有無の検証等に取り組む。
ロ　社内業務の効率化
・　会計システムの更新等のＩＣＴ機器活用を通じ、税務会計、財務会計及び管理会計を統合的に活用することにより、税効果及びキャッシュフロー改善効果の把握に取り組む。
三　営業活動に関する事項
イ　年間受注計画の策定
・　発注情報の適時の収集、発注者との良好な関係の構築、新規発注者の開拓等を通じ、年間受注計画の策定及び受注獲得の実現に取り組む。
ロ　適正な利潤を確保した受注
・　ネットワーク工程表の活用、管理方法の深化、人材の効率的活用等による年間業務の平準化を通じ、適正な利潤を確保した受注に取り組む。
四　新技術・工法の積極的導入
イ　ＩＣＴ施工の実施、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i―Constructionの推進
・　ＩＣＴ建機の導入、ＩＣＴ施工の実施、ＩＣＴ環境の整備、ＩＣＴ対応人材の育成、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i―Constructionの推進に積極的に取り組む。
ロ　ＮＥＴＩＳを始めとした新技術・新工法等の導入
・　ＮＥＴＩＳを始めとした新技術・新工法等の導入による生産技術の向上を通じた生産性向上に取り組む。
ハ　生産性向上に資する取組の導入
・　建設資材メーカー、建機メーカー等、建設業と関連する異業種と連携し、作業効率改善に資する高機能素材、機器等の開発・活用等の試行・検討等に取り組む。
五　中長期的な人材確保に向けた人への投資
イ　中長期的な人材の確保・育成
・　計画的な新卒採用の継続、地域・業界団体・事業者が連携した広報活動の実施、採用ルートの拡充、将来に夢と希望をもてるキャリアパスの提示等、優秀な人材の中長期的な確保・育成に取り組む。
ロ　人事評価体系整備や管理システム投資等
・　平成29年度からの運用開始が目標とされている「建設キャリアアップシステム」の導入・活用や技能労働者の効率的な活用に取り組む。
ハ　女性や高齢者の活躍推進
・　職場環境の整備、産休・育休制度の導入、時短勤務やエリア限定職の導入、高い技能を有する高齢者の指導者としての活用等、女性や高齢者等が多様で柔軟な働き方が可能となるように取り組む。
二　事業の円滑な承継に向けた取組
・　経営後継者の育成等の事業承継に向けた環境整備、事業承継計画の策定等、事業の円滑な承継に向けて取り組む。
六　建設企業のイメージ向上につながる取組
イ　社会・地域に向けたＰＲ活動
・　社会・地域に向けたＰＲイベントの実施、地域イベントへの参画等を通じた建設企業のイメージ向上に取り組む。
ロ　環境負荷軽減に配慮した事業の展開
・　省エネルギー、温室効果ガスの排出削減等に配慮した施工の実施等環境負荷軽減に配慮した事業展開に取り組む。
ハ　防災・減災等社会・地域の持続的発展に対する有償・無償の貢献
・　自治体との防災協定の締結、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定による災害対応力の確保、寄付等を通じた地域復興への貢献に取り組む。

2　規模別の整理

１の内容及び実施事項について、経営力向上計画において設定する項目数は、事業者の常時使用する従業員数毎に下記のとおりとする。

小規模事業者 （常時使用する従業員20人未満）	中規模事業者 （常時使用する従業員20人以上300人未満）	中堅事業者 （常時使用する従業員300人以上2000人未満）
一～四から１項目以上 ※上記に加え五～六のうち１項目以上に取り組むことを推奨	一～四から２項目以上 五～六から１項目以上	一～四から３項目以上 五～六から２項目以上

第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

1　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

2　計画進捗状況についての調査

国は、必要に応じて経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握、評価することを推奨し、必要に応じて事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

3　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

4　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、事業者に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、事業者が作成する計算書類等の信頼性を確保し、資金調達力を向上させ、事業者の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、事業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。